



福岡医発第1775号(地)
平成19年 1月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について

ノロウイルスに関するQ&Aにつきましては、平成18年12月15日付け福岡医発第1690号(地)、また、医療機関における嘔吐下痢症患者の集団発生予防について、平成18年12月22日付け福岡医発第1730号(地)にてご連絡申し上げていました。

今般、厚生労働省では、ノロウイルス等による感染性胃腸炎や食中毒の発生が続いていることから、厚生労働省健康局感染症課長、生活衛生課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名により、ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長に対し通知された旨、別紙のとおり日本医師会より連絡がありました。本通知は、各事業所における従業員教育を含めた発生防止対策の徹底、及び、集団感染事例の発生に際しては、感染症部局と食品衛生部局が連携をとり原因究明等の調査を徹底すること等を求めています。

つきましては、貴職におかれましても本件について、ご了解いただき、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎





(地Ⅲ192)

平成18年12月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ノロウイルスに関するQ&Aにつきましては、平成18年12月13日付(地Ⅲ179)をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働省では、ノロウイルス等による感染性胃腸炎や食中毒の発生が続いていることから、厚生労働省健康局結核感染症課長、生活衛生課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名により、ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長に対し、通知いたしました。本通知は、各事業所における従業員教育を含めた発生防止対策の徹底、及び、集団感染事例の発生に際しては、感染症部局と食品衛生部局が連携をとり原因究明等の調査を徹底すること等を求めています。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、よろしくご高配の程お願い申し上げます。



健 感 発第 1219001 号
健 衛 発第 1219001 号
食安監発第 1219001 号
平成 18 年 12 月 19 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省健康局生活衛生課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について

標記について、本年 12 月 8 日付健感発第 1208001 号及び食安監発第 1208002 号により、「ノロウイルスに関する Q & A」の改訂について通知し、関係機関への周知を依頼したところですが、その後も感染性胃腸炎や食中毒の発生が続いており、年末年始の繁忙期を迎えることから、貴管下の食品事業者及び旅館・ホテル営業者等に対し、「ノロウイルスに関する Q & A」を参考に、特に下記の点について周知し、各事業所における従業員教育を含めた発生防止対策の徹底を行うようお願いします。

また、集団感染事例の発生に際しては、感染症部局と食品衛生部局が連携をとり原因究明等の調査を徹底するようお願いするとともに、公表にあたっては、当該事例で推定される感染経路等、原因究明状況などを明らかにし、風評被害の防止に努めるようお願いします。

記

(1) 患者のふん便や吐ぶつには大量のウイルスが排出されるので、

- ① 食事前やトイレの後などには、必ず手を洗うこと。
- ② 下痢やおう吐等の症状がある方は、食品を直接取り扱う作業をしないよう要請すること。

- ③ 胃腸炎患者に接する方は、患者のふん便や吐ぶつを適切に処理し、感染を広げないこと。
- (2) 特に子どもやお年寄りなどの抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱して食べること。また、調理器具等は使用後に洗浄、殺菌すること。
- (3) ノロウィルスの失活化には、エタノールや逆性せっけんはあまり効果がなく、完全な失活化には、次亜塩素酸ナトリウム又は加熱（85℃以上1分間以上）が必要である点に留意すること。